

| 区分 | 税目 | 国 税 | | | 地 方 税 | | | 合 計 |
|----------------|----|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|
| | | たばこ税 | たばこ特別税 | 小 計 | 道府県たばこ税 | 市町村たばこ税 | 小 計 | |
| | | (円/千本) | (円/千本) | (円/千本) | (円/千本) | (円/千本) | (円/千本) | (円/千本) |
| 紙 巻 た ば こ | } | 6,802 | 820 | 7,622 | 1,070 | 6,552 | 7,622 | 15,244 |
| 葉 巻 た ば こ | | | | | | | | |
| パイプたばこ | | | | | | | | |
| 刻 み た ば こ | | | | | | | | |
| かみ用及びかぎ用の製造たばこ | | | | | | | | |
| 加 熱 式 た ば こ | | | | | | | | |

- (注) 1. 上記は、令和3年(2021年)10月現在の税率。
2. たばこ特別税は平成10年(1998年)12月1日から実施。
3. 葉巻たばこ(※)及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
※ 1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。
4. 加熱式たばこは、平成30年(2018年)10月1日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、本数換算は次のイ～ハの合計本数による。
【令和3年(2021年)10月1日～令和4年(2022年)9月30日】
イ その重量(フィルター等を含む。)1gを1本に換算した本数に0.2を乗じた本数
ロ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数
ハ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数